

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案
令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条の表札幌市屯田西老人デイサービスセンターの項を削る。
- (2) 第2条第1項を削り、同条第2項第3号中「老人デイサービス事業」を「老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者（日常生活を営むのに支障がある65歳未満の者であつて市長が特に必要があると認めるものを含む。）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の居宅要介護者（同法の規定による通所介護（以下「通所介護」という。）に係る者に限る。）若しくは同法第115条の45第1項第1号の居宅要支援被保険者等（同法の規定による第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の例により市長が定める基準によつて実施する事業に限る。以下「第一号通所事業」という。）に係る者に限る。）又はこれらの者を現に養護する者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業（以下「老人デイサービス事業」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。
- (3) 第2条の2第1項中「札幌市屯田西老人デイサービスセンター、」を削り、

「「センター」を「「福祉センター」に改め、「札幌市屯田西老人デイサービスセンター又は」を削り、同項の表札幌市屯田西老人デイサービスセンターの項を削り、同表札幌市老人福祉センターの項休館日の欄第2号中「祝日法」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）」に改める。

- (4) 第2条の3中「札幌市老人福祉センター、札幌市身体障害者福祉センター及び札幌市視聴覚障がい者情報センター（以下「福祉センター」という。）」を「福祉センター」に改める。
- (5) 第3条の2第1項中「札幌市屯田西老人デイサービスセンター又は」、「（以下「老人福祉施設」という。）」及び「札幌市老人福祉センターの」を削り、同条第2項第1号及び第2号中「老人福祉施設で」を削り、同項第3号中「札幌市老人福祉センターの」を削る。
- (6) 第7条の2各号列記以外の部分中「センターに」を「福祉センターに」に、「センター（福祉センターを除く。）の使用の停止若しくはセンター」を「福祉センター」に改め、同条第3号中「センター」を「福祉センター」に改める。
- (7) 第8条第1項中「センターを」を「福祉センターを」に、「、センター」を「、福祉センター」に、「前2条の規定によりセンターの使用の停止を命じられ、若しくは第7条の規定により」を「第7条の規定により福祉センターの使用の停止を命じられ、若しくは」に改め、同条第2項中「センター」を「福祉センター」に改める。
- (8) 第9条中「センター」を「福祉センター」に改める。
- (9) 第10条第1項中「、老人福祉施設」を「、札幌市老人福祉センター」に改め、「（以下「老人福祉施設等」という。）」を削り、「老人福祉施設等」を「それぞれの施設」に改め、同条第2項中「老人福祉施設」を「札幌市老人福祉センター」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「老人福祉施設等」を「札幌市老人福祉センター又は札幌市身体障害者福祉センター」に改め、同項第1号を削り、同項第2号イ中「第2条第2項各号」を「第2条第1項各号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号イ中「第2条第3項各号」を「第2条第2項各号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第4項中「老人福祉施設等」を「札幌市老人福祉センター又は札幌市身体障害者福祉センター」に改める。

- (10) 第11条第1項中「老人福祉施設」を「札幌市老人福祉センター」に改め、
「札幌市屯田西老人デイサービスセンターの利用（通所介護及び第一号通所
事業のサービスに係るものに限る。）又は」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 札幌市老人休養ホーム条例（昭和48年条例第51号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第2号中「第2条第2項第1号及び第2号」を「第2条第1項第1
号及び第2号」に改める。

（理 由）

屯田西老人デイサービスセンターを廃止するため、本案を提出する。